

(証券コード6376)
平成22年6月4日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿3丁目43番2号
日 機 装 株 式 会 社
代表取締役社長 甲 斐 敏 彦

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができます。後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成22年6月21日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月22日（火曜日）午前10時から
2. 場 所 東京都東村山市野口町2丁目16番地2
当社東村山製作所 R&Dセンター総合館7階会議室
3. 目 的 事 項
 - 報 告 事 項 1 第69期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 報 告 事 項 2 第69期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
 - 付 議 事 項
 - 第1号議案 取締役7名選任の件
 - 第2号議案 定款に基づく「株式の大規模な取得に対する防衛に関する規則」継続の件

4. その他の株主総会招集に関する決定事項

- (1) 書面により議決権を行使する場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、冒頭記載のとおり、平成22年6月21日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネットにより議決権を行使する場合は、「インターネットによる議決権行使についてのご案内」（63頁）にしたがって、当社指定のインターネットウェブサイト（<http://www.web54.net>）から、冒頭記載のとおり、平成22年6月21日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使ください。
- (3) 書面による方法とインターネット等による方法とで重複して議決権を行使された場合は、当社に後に到達したものを有効な議決権行使として取り扱います。ただし、書面とインターネット等による議決権行使が同日に到達したときは、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- (4) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使として取り扱います。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださるようお願いします。
- ◎ 添付書類および株主総会参考書類に修正をするべき事情が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.nikkiso.co.jp/>）に掲載します。

〔添付書類〕

事業報告

1. 日機装グループ（企業集団）の現況に関する事項	4
(1) 事業の経過およびその成果	4
(2) 対処すべき主要な課題	8
(3) 設備投資等の状況	8
(4) 資金調達状況	8
(5) 財産および損益の状況の推移	9
(6) 重要な子会社の状況	10
(7) 主要な事業内容	12
(8) 主要な拠点等	13
(9) 従業員の状況	14
(10) 主要な借入先	14
(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項	14
2. 会社の株式に関する事項	15
3. 会社役員に関する事項	16
4. 会計監査人の状況	18
5. 会社の体制および方針	18

連結計算書類

連結貸借対照表	22
連結損益計算書	23
連結株主資本等変動計算書	24
連結注記表	25

個別計算書類

貸借対照表	35
損益計算書	36
株主資本等変動計算書	37
個別注記表	39

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本	45
会計監査人監査報告書謄本	46
監査役会監査報告書謄本	47

〔株主総会参考書類〕

議案および参考事項	49
-----------	----

(添付書類)

事業報告

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

1. 日機装グループ（企業集団）の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当社グループの当期の事業環境は、前半は世界同時不況の影響が残り、工業部門では顧客の設備投資の抑制傾向が続き、案件の延期が相次ぎました。後半には、一部の業界で設備投資に回復の兆しが見え始めましたが、依然として国内を中心に不透明な景気状況が続いています。

このような中で当社グループは、工業部門は全体の回復は依然として遅れているものの、往復動ポンプのトップメーカーであるLEWAグループの買収やクライオジェニックポンプなどの大口受注があり、医療部門は新型人工透析装置の寄与などもあり好調に推移しました。また、事業拡大に対処するため平成21年11月に公募増資等により自己資本の増強を行なうとともに、業務の効率化を進め経費の節減に努めました。

その結果、当期の連結業績は次のとおり増収増益となりました。なお、当期の実績には、LEWAグループの買収以後の業績を合算し、買収にともなう諸費用やのれんの償却費などを計上しています。

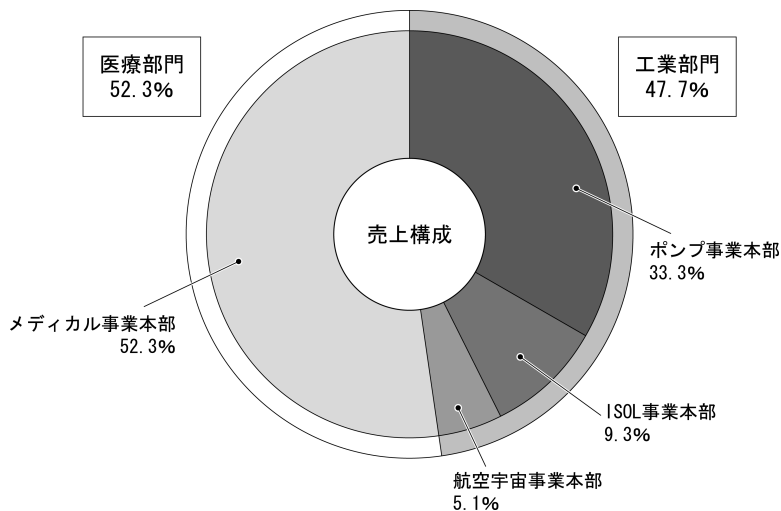
(%表示は対前期比)

受注高	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
74,770百万円 (10.6%増)	78,019百万円 (7.8%増)	5,662百万円 (18.7%増)	6,022百万円 (44.7%増)	3,239百万円 (136.9%増)

当社グループは、中長期的な方針のもと、事業のグローバル化、戦略的な事業展開、生産性の向上、開発強化などに取り組んでいます。当期は、LEWAグループを買収し、また研究開発の拠点として株式会社日機装技術研究所を創設しました。さらに、ベトナムのハノイ市郊外に航空機用部品専用の生産拠点を竣工し、またヨーロッパにおける人工透析装置の製造と販売を行なう子会社の統合により医療機器事業の強化を図るなど、さらなる成長に向け経営基盤の強化に努めました。

[事業の種類別セグメントの状況]

部門名	事業本部名	受注高 (対前期比)	売上高 (対前期比)
工業部門	ポンプ事業本部	22,225百万円 (34.4%増)	25,948百万円 (19.8%増)
	I S O L事業本部	7,443百万円 (14.5%減)	7,288百万円 (18.3%減)
	航空宇宙事業本部	3,994百万円 (9.3%減)	3,996百万円 (9.4%減)
	計	33,663百万円 (13.5%増)	37,233百万円 (6.4%増)
医療部門	メディカル事業本部	41,107百万円 (8.3%増)	40,786百万円 (9.1%増)
合 計		74,770百万円 (10.6%増)	78,019百万円 (7.8%増)



工業部門

工業部門は、ポンプ事業本部、ISOL事業本部、航空宇宙事業本部の3事業本部で構成しています。なお、本年4月、顧客ニーズに即時的に対応するため、ポンプ事業本部とISOL事業本部をインダストリアル事業本部として統合・再編しました。

<ポンプ事業本部>

ポンプ事業本部は、無漏洩ポンプ（ノンシールポンプ）、高精度定量注入ポンプ（LEWAグループ製品群、ミルフローポンプ）、高速遠心ポンプ（サンダインポンプ）、液化ガスに使用

される極低温用ポンプ（日機装クライオジェニックポンプ）などを中心とする工業用特殊ポンプの製造、販売およびメンテナンスを行なっています。

当期は、前半、世界同時不況の影響を受けて設備投資の延期や中止が相次ぐなど大変厳しい状況でした。後半は、国内では景気先行きの不透明感から設備投資に慎重な姿勢が続く一方、エネルギー関連業界で商談活発化の兆しが見え始め、海外では中東向けのクライオジェニックポンプの大口受注などがあり、投資の回復傾向がうかがえるようになりました。このような中、昨年8月、往復動ポンプのトップメーカーで、当社とは製品群、技術および販路において強い補完関係にあるLEWAグループを買収し、世界市場へ向けた事業展開を積極的に進めました。

当期のポンプ事業本部は、受注高は22,225百万円（対前期比34.4%増）、売上高は25,948百万円（同19.8%増）となりました。

< ISOL事業本部 >

ISOL事業本部は、火力・原子力等の発電所を中心とする各種産業向け水質調整装置およびこれらの装置に自動化機能などを組み合わせたシステム製品、温水ラミネータ等の電子部品製造装置および粉粒体の粒度分布測定装置などの製造、販売およびメンテナンスを行なっています。

当期は、電力各社が設備投資に慎重な姿勢を見せる中、水質調整装置の既存設備への改善提案を積極的に行ない拡販に努めました。世界同時不況の影響を受けた電子部品製造装置の関連業界や粉粒体測定装置の関連業界では年度後半から回復基調になり、海外向けの大型ラミネータの受注や欧米での粒度分布測定装置の売上が順調な様相を見せ始めています。

当期のISOL事業本部は、受注高は7,443百万円（対前期比14.5%減）、売上高は7,288百万円（同18.3%減）となりました。

< 航空宇宙事業本部 >

航空宇宙事業本部は、各種民間航空機・人工衛星向け炭素繊維強化複合材製品の製造および販売を行っており、主力製品は航空機の逆噴射装置に用いられる部品（カスケード、ブロッカードア）です。

当期は、世界同時不況の影響により、既存航空機種向けのカスケードは、顧客からの減産や納期延期要請により、スペア品を含めて需要の低迷が続きました。また、新機種向けの製品開発はスケジュールどおり実施しましたが、量産までには至りませんでした。さらに持続する円高も要因となり、受注・売上とも前半を中心に減少しました。一方、新たに受注した

ボーイング社製民間航空機B777用ブロッカードアは、ほぼスケジュールどおり昨年6月から量産品の生産・出荷を開始しています。

当期の航空宇宙事業本部は、受注高は3,994百万円（対前期比9.3%減）、売上高は3,996百万円（同9.4%減）となりました。

医療部門

医療部門は、メディカル事業本部のみで構成しています。

<メディカル事業本部>

メディカル事業本部は、人工透析装置、ダイアライザー、血液回路、粉末型透析用剤などの血液透析関連製品や医薬品、血糖管理を行なう人工膵臓装置などの製造、販売およびメンテナンスを行なっています。

当期は、国内では、透析業務の効率化・省力化に貢献する機能を追加した新型の人工透析装置が売上増加に寄与しました。ダイアライザー、血液回路および粉末型透析用剤等の血液透析関連消耗品についても売上を伸ばしました。一方、海外では、円高の影響を受けつつも、南米や中国向けの人工透析装置の販売台数増加により売上が順調に伸びています。

当期のメディカル事業本部は、受注高は41,107百万円（対前期比8.3%増）、売上高は40,786百万円（同9.1%増）となりました。

(2) 対処すべき主要な課題

当社グループは、工業部門および医療部門の各事業を確実に成長させて足元を固めながら戦略的な事業展開を通じて次の飛躍を期すことを中長期的な方針としています。この方針のもと、さらなる成長に向け、次のとおり、事業基盤の強化に努めていきます。

- ・インダストリアル事業の再編定着
- ・マーケティング機能の強化
- ・グローバル化への対応
- ・組織力の強化
- ・財務体質の強化
- ・人材の育成

当面の課題としては、当期に買収したLEWAグループとの連携やシナジー効果の発揮、ベトナムでの航空機用部品専用工場の本格稼働、海外での原子力発電所向け製品の製造・販売へ向けた基盤づくり、大きな需要の増加が見込める中国での人工透析装置の製造およびメンテナンスを目的とした合弁事業の推進など、各種施策を着実に遂行し早急に軌道に乗せるべく努力していきます。

(3) 設備投資等の状況

当期は、各生産拠点における生産設備増強の投資・更新投資および各分野での合理化・省力化を目的として、合計2,966百万円の設備投資を行ないました。

当期中に完成した主要設備

ベトナムの航空機用部品専用工場の建設および設備導入 (航空宇宙事業本部)	投資額	696百万円
---	-----	--------

(4) 資金調達状況

LEWAグループの買収資金として、平成21年9月にシンジケート・ローン形式による18,000百万円の長期借入を行ないました。

一方、平成21年11月には、公募増資などにより約7,000百万円の資金を調達し、上記借入の返済に充て、さらに、平成21年12月には、上記借入のうち4,000百万円について、より低利の借入に変更しました。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第66期 (平成19年3月期)	第67期 (平成20年3月期)	第68期 (平成21年3月期)	第69期(当期) (平成22年3月期)
受 注 高 (百万円)	70,239	77,374	67,604	74,770
売 上 高 (百万円)	65,399	72,531	72,395	78,019
経 常 利 益 (百万円)	6,410	6,369	4,161	6,022
当 期 純 利 益 (百万円)	4,015	3,657	1,367	3,239
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	60円44銭	56円59銭	21円46銭	47円49銭
総 資 産 (百万円)	80,144	91,156	83,687	115,130
純 資 産 (百万円)	39,430	40,280	36,721	47,517
1 株 当 たり 純 資 産	601円46銭	614円18銭	578円72銭	587円66銭

- (注) 1. 第66期から、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しています。
2. 第66期から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しています。
3. 第67期において、法人税法の改正にともない当社および国内連結子会社における有形固定資産の減価償却の方法を変更した結果、従来の方法によった場合と比べ、経常利益が132百万円減少しています。
4. 第67期において、当社の流体技術カンパニーにおけるたな卸資産の評価基準および評価方法を変更した結果、従来の方法によった場合と比べ、経常利益が456百万円増加しています。
5. 第68期から、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用し、評価基準については、原価法から、原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しています。また、これにともなって、従来営業外費用に計上していた「たな卸資産処分損」は、第68期から売上原価に計上しています。この結果、従来の方法によった場合に比べ、第68期の経常利益は3百万円、税金等調整前当期純利益は73百万円減少しています。
6. 第68期から、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結上必要な修正を行なっています。この結果、従来の方法によった場合に比べ、第68期の経常利益は93百万円減少し、当期純利益は81百万円増加しています。
7. 第69期末の総資産は115,130百万円となり、第68期末に比べて31,443百万円増加しています。これは、平成21年8月に取得したLEWAグループの資産・負債などを連結対象として合算したことが増加の主因で、同取得にともなうのれんを25,679百万円計上しました。また、第69期末の純資産合計は47,517百万円となり、第68期末に比べて10,795百万円増加しています。また、平成21年11月に公募増資と自己株式の処分による株式売出により資本調達を行なったことが主因です。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名		資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
国 内	日機装エイコー株式会社	90百万円	91.4% (31.6%)	汎用小型ポンプおよびプール・浴場用ろ過器等の製造および販売
	日機装リユーキテクノ株式会社	60百万円	100.0%	工業部門製品（ポンプ、コンプレッサ等）の技術サービス
	日機装テクニカ株式会社	100百万円	100.0%	工業部門製品（水質調整システム等）の技術サービスおよび工事
	日機装M. E. S. 株式会社	30百万円	100.0%	医療部門製品の技術サービス
	日機装東北医工株式会社	20百万円	100.0%	東北地区における医療部門製品の販売および技術サービス
北 米	Nikkiso America, Inc.	10米ドル	100.0%	北米における事業の推進および統括
	Nikkiso Pumps America, Inc.	1米ドル	100.0% (100.0%)	北米および中南米における工業部門製品（ポンプ等）の製造および販売
	Nikkiso Cryo, Inc.	0米ドル	100.0% (100.0%)	工業部門製品（液化ガス用ポンプ）の製造および検査
	Microtrac, Inc.	3,000千米ドル	100.0% (100.0%)	工業部門製品（粒度分布測定装置等）の製造および販売
欧 州	Nikkiso Europe GmbH	3,068千ユーロ	100.0%	欧州における事業の推進および統括ならびに医療部門製品の製造・販売
	LEWA GmbH	5,000千ユーロ	100.0% (100.0%)	工業用往復動ポンプおよびポンプシステムの製造および販売
ア ジ ア	日機装(上海)投資管理咨询有限公司	2,050千円	100.0%	中国における事業の推進および統括
	上海日機装貿易有限公司	3,004千円	100.0%	中国における医療部門製品の販売
	Nikkiso Medical Korea Co., Ltd.	4,400百万ウォン	100.0%	韓国における医療部門製品の販売
	Nikkiso Vietnam MFG Co., Ltd.	4,828千米ドル	100.0%	医療部門製品（透析用血液回路）の製造

(注) 1. 「出資比率」欄の（ ）は、間接所有の割合を内数で記載しています。

2. 平成21年9月、上海日機装医療器械貿易有限公司は、営業範囲に測定機器その他の工業機械・装置に関する貿易などを追加し、商号を上海日機装貿易有限公司としました。

② その他

- ア. 平成21年6月2日付で、株式会社日機装技術研究所を創設しました。
- イ. 平成21年6月3日付で、日機装(上海)投資管理咨询有限公司を設立しました。
- ウ. 平成21年7月15日付で、東日コンピューターアプリケーションズ株式会社から同社の粒度分布測定装置等に関する全事業を譲り受けました。
- エ. 平成21年8月13日付で、LEWAグループのホールディングカンパニーであるLEWA Management GmbH (ドイツ) の出資持分を取得しました。なお、LEWA GmbHは当該グループの中核会社となります。
- オ. 平成21年10月1日付で、当社の連結子会社であるNikkiso Medical GmbH (ドイツ) と Nikkiso Medical Systems GmbH (ドイツ) を合併させ、合併後の商号をNikkiso Europe GmbH (ドイツ) としました。
- カ. 平成22年4月12日付で、中国の医療機器メーカーのウェイガオ威高集団グループとの間で中国における透析事業の戦略的業務提携契約を締結し、中国に人工透析装置の製造、販売およびメンテナンス事業を行なう合弁会社を設立することを合意しました。

(7) 主要な事業内容

事業本部名	主 要 製 品	
ポンプ事業本部	ポンプ	無漏洩ポンプ（「ノンシールポンプ」） 高精度定量注入ポンプ（「ミルフローポンプ」 「LEWAエコフローポンプ」） 高速遠心ポンプ（「サンダインプン」） 液化ガスに使用される極低温用ポンプ（「日機装クライオジェニックポンプ」） 高圧・大流量用大型往復動ポンプ（「LEWAトリプレックスポンプ」）
ISO事業本部	火力・原子力等の発電所向け水質調整装置・排水処理設備	試料採取装置 薬液注入装置 復水検塩装置 排水処理システム 各種試験装置
	電子部品製造装置・産業用機器	グリーンシート積層装置（「ハイスタッカー」） 等方圧プレス機器（「温水ラミネータ」） 除湿機
	粉粒体の特性評価装置	粒度分布測定装置 ゼータ電位測定装置 卓上電子顕微鏡 比表面積計（以上総称して「マイクロトラック」シリーズ）
航空宇宙事業本部	民間航空機向け部品	逆噴射装置部品（カスケード ブロッカードア） リージョナルジェット用翼部品（エルロン シュラウド） 各種民間航空機向け複合材製品
メデイカル事業本部	血液透析関連製品	多人数用透析液供給装置 透析用監視装置 個人用透析装置 透析通信システム（「フューチャーネット」） 逆浸透精製水製造システム（「DRO」） 透析用剤溶解装置 中空糸型透析器（ダイアライザー） 透析用血液回路セット 人工腎臓透析用剤（「Dドライ」）

(8) 主要な拠点等

当 社	本 社	東京都渋谷区
	国内営業拠点	札幌 新潟 横浜 静岡 名古屋 大阪 倉敷 広島 福岡ほか
	国内生産拠点	東村山製作所（東京都東村山市） 静岡製作所（静岡県牧之原市） 金沢製作所（石川県金沢市）
	海外駐在員事務所	北京 シンガポール ロンドン アブダビ
子 会 社	国内営業拠点	日機装リユーキテクノ(株)（東京都東村山市） 日機装テクニカ(株)（東京都東村山市） 日機装M. E. S. (株)（東京都渋谷区） 日機装東北医工(株)（宮城県仙台市）
	国内営業・生産拠点	日機装エイコー(株)（東京都東村山市）
	海外統括拠点	Nikkiso America, Inc.（米国） Nikkiso Europe GmbH（ドイツ） 日機装(上海)投資管理咨询有限公司（中国）
	海外営業拠点	上海日機装貿易有限公司（中国） Nikkiso Pumps Korea Ltd.（韓国） Nikkiso Medical Korea Co., Ltd.（韓国）
	海外営業・生産拠点	Nikkiso Pumps America, Inc.（米国） Microtrac, Inc.（米国） LEWA GmbH（ドイツ） Nikkiso Europe GmbH（ドイツ） 上海日機装ノンシールポンプ有限公司（中国） 台湾日機装股份有限公司（台湾）
	海外生産拠点	Nikkiso Cryo, Inc.（米国） M. E. Nikkiso Co., Ltd.（タイ） Nikkiso Vietnam, Inc.（ベトナム） Nikkiso Vietnam MFG Co., Ltd.（ベトナム）
	研究開発拠点	(株)日機装技術研究所（東京都東村山市）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員

従業員数（対前期末比）
4,691名（848名増）

(注) 当期において、従業員数が848名増加していますが、これは主にLEWAグループの買収および業容拡大によるものです。

② 当社の従業員

従業員数（対前期末比）	平均年齢	平均勤続年数
1,372名（4名増）	39.3歳	15.4年

(注) 従業員数は、他社への出向者（88名）を除き、当社への出向者（32名）を含みます。また、契約社員、パートタイマーを含みません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	8,837百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	8,138百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	5,176百万円
株式会社日本政策投資銀行	4,000百万円
富国生命保険相互会社	2,930百万円
株式会社静岡銀行	2,420百万円
株式会社りそな銀行	2,400百万円
株式会社北國銀行	2,320百万円
中央三井信託銀行株式会社	2,175百万円
日本生命保険相互会社	1,775百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

顧客のニーズに的確に対応することを目的として、本年4月、ポンプ事業本部とISOL事業本部をインダストリアル事業本部として統合、再編しました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 249,500,000株
(2) 発行済株式の総数 79,287,080株
(自己株式 999,384株を除く)
(3) 株主数 9,266名
(前期末に比べ 467名増加)
(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,922千株	7.47%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,165千株	3.99%
株式会社みずほ銀行	3,102千株	3.91%
株式会社みずほコーポレート銀行	2,577千株	3.25%
日機装持株会	2,036千株	2.57%
三井住友海上火災保険株式会社	1,966千株	2.48%
日機装従業員持株会	1,944千株	2.45%
バンクオブニューヨーク・ジェシーエムクライアントアカウントジェイビーアルディアイエスジーエフイーイー	1,840千株	2.32%
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,822千株	2.30%
日本生命保険相互会社	1,500千株	1.89%

(5) その他株式に関する重要な事項

平成21年11月10日開催の取締役会決議に基づく、募集による新株式発行(一般募集)、自己株式の処分による株式の売出し(引受人の買取引受による売出し)およびオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して行なった第三者割当増資により、発行済株式の総数は前期末と比べ7,675,000株増加し80,286,464株となり、自己株式は前期末と比べ約9,000,000株減少し999,384株となりました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重要な兼職の状況
甲 斐 敏 彦	代表取締役社長	
長 尾 章 弘	常 務 取 締 役	
木 下 博	取 締 役 (メディカル事業本部技師長)	
中 村 洋	取 締 役 (事業戦略およびヨーロッパ地域担当)	
野 上 宏	取 締 役 (ポンプ・ISOL部門担当 ISOL事業本部長)	
西 脇 章	取 締 役 (管理本部長)	
山 本 光 祥	常勤監査役	
国 政 慈 志	常勤監査役	
中 根 堅次郎	監 査 役	公認会計士 (清新監査法人代表社員) 税理士 (清新税理士法人代表社員) 日本バルカー工業株式会社 社外監査役 日本ライフライン株式会社 社外監査役
菊 地 裕太郎	監 査 役	弁護士 (菊地綜合法律事務所所長) 株式会社日本システムプロダクト 社外監査役

- (注) 1. 監査役のうち、中根堅次郎氏および菊地裕太郎氏は社外監査役です。
 2. 監査役の中根堅次郎氏は、公認会計士・税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 3. 平成22年4月1日をもって、次のとおり取締役の担当業務に変更がありました。

氏 名	新 担 当 業 務
取締役 木 下 博	静岡製作所長 静岡製作所メディカル工場長
取締役 野 上 宏	工業部門担当
取締役 西 脇 章	管理本部長 経営企画部長

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	6名	121百万円
監 査 役	4名	42百万円
社 外 監 査 役	2名	10百万円

(3) 社外役員に関する事項

① 監査役 中 根 堅次郎 氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

清新監査法人および清新税理士法人ならびに日本バルカー工業株式会社および日本ライフライン株式会社と当社の間には特別の関係はありません。

イ. 主な活動状況

当期に開催された16回の取締役会のうち15回に、また、18回の監査役会のすべてに出席し、主に公認会計士・税理士の専門的立場から発言を行ないました。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

定款の規定に基づき、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、3百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

② 監査役 菊 地 裕太郎 氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

菊地総合法律事務所および株式会社日本システムプロダクトと当社の間には特別の関係はありません。

イ. 主な活動状況

当期に開催された16回の取締役会のすべてに、また、18回の監査役会のすべてに出席し、主に弁護士の専門的立場から発言を行ないました。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

定款の規定に基づき、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、3百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(注) 監査法人トーマツは、平成21年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことにともない、名称を有限責任監査法人トーマツに変更しています。

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ① 当社の会計監査人としての報酬等の合計額 | 46百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 48百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、①の金額はこれらの合計額を記載しています。
2. 当社の一部の連結子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）による監査を受けています。
3. 当社は、会計監査人に対して、非監査業務の対価を支払っており、当該業務の内容は次のとおりです。
なお、②の金額は、当該業務の対価を含みます。
(非監査業務の内容) 新株発行に関するコンフォートレターの作成等の業務

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、監査役全員の同意により解任いたします。また、取締役会は、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合など当社が解任または不再任を適当であると判断した場合、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に上程します。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、業務が適正に執行されるための体制を整備、維持、運用していくことが経営の重要な課題であると認識し、取締役会において決定している「内部統制基本方針」に基づき、内部統制体制を整備しています。「内部統制基本方針」の内容の概要は次のとおりです。

① 取締役・従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- 1) 法令・社会規範の遵守を促進するため「日機装行動憲章」を制定し、周知徹底する。
- 2) コンプライアンス担当役員を定め、コンプライアンス統括部署を設置する。
- 3) 取締役を委員長、副委員長とし、本部長、法務知財部長、総務部長等を委員とする「内部統制委員会」の活動体制を維持する。
- 4) 社長直轄の内部統制室を設け、内部統制体制の維持、発展を推進する。
- 5) 社長直轄の内部監査室を置き、グループ全体の内部監査の基本方針の作成、年間監査計画の策定、実施等を行なう。
- 6) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、ただちに取締役会に報告するよう徹底する。法令違反事実の発見時における従業員による社外の弁護士への直接通報を可能とする内部通報制度を維持する。
- 7) 専門的な知識を有し、独立性の高い社外監査役による監査体制を充実する。取締役会規程に取締役会の承認事項を定め、各取締役の独断を防止する。社長は、コンプライアンス体制に関する事項を含め取締役会に対し定期的に業務執行の状況を報告する。海外子会社の会計処理にも専門性を発揮できる会計監査人を選任し、緊密な情報交換のもとに適正な会計処理ができる体制を維持する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 1) 株主総会議事録、取締役会議事録および経営会議議事録は、法令・社内関連規程に基づき適切に作成・保存する。
- 2) 社長を最終決裁者とする社長決裁伺書は、権限規程・社長決裁細則に基づき所定の期間適切に保存する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 災害、製造物責任、与信、インサイダー取引、不正輸出、個人情報漏洩等の個別リスクに対応する社内規程の存在・内容の周知を図るとともに、必要な改定を行なう。
- 2) 総務部を全社的なリスク管理の統括部署とし、個々のリスクの管理責任部署を明確にする。
- 3) 不測事態の発生時における、社長または担当取締役を本部長とする対策本部の設置等、損害拡大を最小限にとどめる体制を維持する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- 1) 重要事項の審議のため取締役会を月1回、さらに必要に応じて随時開催する。機能的な意思決定・執行のため事業本部制を維持し、業務執行責任を負う執行役員を任命する。

- 2) 経営方針・経営戦略に係る重要事項につき、取締役会の審議に加え適宜事前に経営会議の審議を経る体制を維持する。
- 3) 社長の権限のうち、社長を最終決裁者とする事項、本部長への権限委譲事項を区分し、効率的な意思決定・業務執行がなされる体制を維持する。
- 4) 財務上の主要情報は、ITを活用したシステムにより迅速にデータ化し、取締役、本部長の現状把握が可能となる体制を維持・強化する。

⑤ 当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 子会社ごとに「日機装行動憲章」に準じた行動基準を作成し、周知徹底する。
- 2) 主要子会社では、当社の業務計画を反映した独自の業務計画を作成し、目標の達成度を管理するとともに、進捗状況を当社の社長・取締役等に適宜報告する体制を維持する。
- 3) 子会社の業務に対して監査役、内部監査人および会計監査人による監査を計画的に実施する。

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

- i) 当社の支配形態は、企業価値の向上と株主共同の利益を確保するため、株式市場における自由かつ公正な取引を通じて構成される株主の意思に基づき決定されるものとします。
- ii) 短期的な利益や一部の株主の利益を優先する動きが生ずる場合など当社の企業価値と株主共同の利益が損なわれる恐れが生じる可能性に備え、定款の定めに基づき、いわゆる買収防衛策を導入しておくこととします。

⑥ 監査役職務を補助すべき従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役のある場合は、職務を補助すべき従業員を任命する。監査役補助者の取締役からの独立性を確保する。

⑦ 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- 1) 本部長、子会社社長の当社社長あて定期業務報告を常勤監査役に対しても常時配信する体制を維持する。監査役がいつでも必要に応じて取締役・従業員に対して報告を求めることができる体制を維持する。
- 2) 監査役が主要な会議を含む任意の会議に出席できる体制を維持する。
- 3) 監査役が会計監査人と適宜協議を行ない、監査情報の共有を促進する体制を維持する。

② 当社の取り組みの具体的な内容の概要

- i) 中長期的方針のもと、事業のグローバル化、戦略的な事業展開、生産性向上、開発強化などに取り組み、企業価値と株主共同の利益の向上に努めます。
- ii) 基本方針における買収防衛策については株主の意思を尊重するため、「株式の大規模な取得に対する防衛に関する規則」を株主総会の決議を経て制定するものとします。当該規則は、防衛策の発動を含む対処策の決定にあたっては、外部の有識者と社外監査役で構成する独立委員会による勧告を最大限に尊重し、判断の客観性と独立性を確保するものとします。

③ 当社の取り組みに対する取締役会の判断とその理由

当社取締役会は、前記②の取り組みについて、合理的かつ妥当な内容であって、前記①の基本方針に沿っており、したがって当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、剰余金の配当等を取締役会で決議できる旨を定款で定めています。当社は、業績、経営環境等を総合的に勘案した利益還元を行なっていくことを基本方針とし、かつ安定的な配当にも留意しています。また、将来の長期的な事業展開に備え、財務体質をいっそう強化するため、内部留保の充実にも努めています。

<連結計算書類>

連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	55,598	流 動 負 債	30,838
現金及び預金	11,672	支払手形及び買掛金	11,279
受取手形及び売掛金	27,801	短期借入金	7,823
商品及び製品	4,059	1年内返済予定の長期借入金	3,570
仕掛品	3,247	リース債務	113
原材料及び貯蔵品	6,553	未払金	1,609
繰延税金資産	1,235	未払消費税等	296
その他	1,583	未払法人税等	1,261
貸倒引当金	△555	未払費用	1,650
固 定 資 産	59,532	賞与引当金	1,383
有 形 固 定 資 産	20,677	役員賞与引当金	62
建物及び構築物	10,844	設備関係支払手形	1
機械装置及び運搬具	3,366	その他	1,785
土地	4,264	固 定 負 債	36,775
リース資産	170	社債	6,000
建設仮勘定	398	長期借入金	28,777
その他	1,632	リース債務	158
無 形 固 定 資 産	27,693	繰延税金負債	1,162
のれん	25,585	退職給付引当金	471
リース資産	95	役員退職慰労引当金	38
その他	2,012	長期預り保証金	12
投資その他の資産	11,161	その他	153
投資有価証券	8,800	負 債 合 計	67,613
長期貸付金	17	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	317	株 主 資 本	46,927
破産更生債権等	25	資本金	6,544
前払年費用	1,071	資本剰余金	10,700
その他	953	利益剰余金	30,508
貸倒引当金	△25	自己株式	△825
		評価・換算差額等	△333
		その他有価証券評価差額金	832
		為替換算調整勘定	△1,166
		少数株主持分	923
資 産 合 計	115,130	純 資 産 合 計	47,517
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	115,130

連結損益計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		78,019
売 上 原 価		53,771
売 上 総 利 益		24,248
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		18,585
営 業 利 益		5,662
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	46	
受 取 配 当 金	166	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	261	
受 取 賃 貸 料	157	
為 替 差 益	134	
生 命 保 険 配 当 金	111	
そ の 他	418	1,296
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	820	
そ の 他	115	936
経 常 利 益		6,022
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	11	11
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	102	
固 定 資 産 売 却 損	7	
事 業 買 収 関 連 費 用	842	
製 品 保 証 費 用	55	1,007
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,026
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,501	
法 人 税 等 調 整 額	128	1,629
少 数 株 主 利 益		157
当 期 純 利 益		3,239

連結株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成21年3月31日残高	6,094	10,265	29,471	△8,274	37,557
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	449	449			898
剰余金の配当			△751		△751
当期純利益			3,239		3,239
自己株式の取得				△11	△11
自己株式の処分		△14	△1,451	7,459	5,994
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	449	434	1,036	7,448	9,370
平成22年3月31日残高	6,544	10,700	30,508	△825	46,927

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成21年3月31日残高	98	△1,412	△1,314	479	36,721
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					898
剰余金の配当					△751
当期純利益					3,239
自己株式の取得					△11
自己株式の処分					5,994
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	734	246	981	444	1,425
連結会計年度中の変動額合計	734	246	981	444	10,795
平成22年3月31日残高	832	△1,166	△333	923	47,517

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 43社

主要な連結子会社の名称

日機装東北医工株式会社

日機装リユーキテクノ株式会社

日機装M. E. S. 株式会社

日機装テクニカ株式会社

日機装エイコー株式会社

日機装商事株式会社

Nikkiso Pumps Europe GmbH

Nikkiso Europe GmbH

Nikkiso Cryo, Inc.

上海日機装ノンシールポンプ有限公司

上海日機装貿易有限公司

台湾日機装股份有限公司

M. E. Nikkiso Co., Ltd.

Microtrac, Inc.

Nikkiso Pumps Korea Ltd.

Nikkiso Pumps America, Inc.

Nikkiso Vietnam MFG Co., Ltd.

Nikkiso America, Inc.

Nikkiso Medical Korea Co., Ltd.

Nikkiso Vietnam, Inc.

日機装(上海)投資管理咨询有限公司

LEWA Management GmbH

LEWA Beteiligungs GmbH

LEWA GmbH

株式会社日機装技術研究所

当連結会計年度から、新たに設立した日機装(上海)投資管理咨询有限公司を連結の範囲に含めております。また、LEWA Management GmbHを新たに取得したことにより、LEWA Management GmbH及び同社の子会社20社を連結の範囲に含めております。また、従来持分法を適用しない非連結子会社であった日機装メディカルサポート株式会社は商号を株式会社日機装技術研究所に変更し連結の範囲に含めております。

また、当連結会計年度において、Nikkiso Medical GmbHとNikkiso Medical Systems GmbHが合併し、Nikkiso Europe GmbHとなったことにより、連結子会社が1社減少しております。

この結果、当連結会計年度末における連結子会社の数は43社となっております。

(2) 非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社日新メンテナンス

株式会社メディポート

Pump Alliance Pte. Ltd.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 8社

主要な会社等の名称

サンダイン日機装株式会社

日機装サーモ株式会社

地上の星投資事業有限責任組合

創光科学株式会社

Nikkiso Medical (Thailand) Co., Ltd.

Nikkiso-KSB GmbH

なお、LEWA Management GmbHを新たに取得したことにより、同社の関連会社2社を持分法適用関連会社としております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

株式会社日新メンテナンス

株式会社メディポート

Pump Alliance Pte. Ltd.

(関連会社)

順雄企業股份有限公司

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Nikkiso Pumps Europe GmbH、Nikkiso Europe GmbH、Nikkiso Cryo, Inc.、上海日機装ノンシールポンプ有限公司、上海日機装貿易有限公司、台湾日機装股份有限公司、M.E.Nikkiso Co.,Ltd.、Microtrac, Inc.、Nikkiso Pumps Korea Ltd.、Nikkiso Pumps America, Inc.、Nikkiso Vietnam MFG Co.,Ltd.、Nikkiso America, Inc.、Nikkiso Medical Korea Co.,Ltd.、Nikkiso Vietnam, Inc.、日機装(上海)投資管理咨询有限公司、LEWA Management GmbH、LEWA Beteiligungs GmbH、LEWA GmbH他一部の連結子会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの：移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

ただし、当社のポンプ事業本部及びISOL事業本部の製品及び仕掛品については個別法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社については、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定額法、在外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づいております。

なお、当社及び国内連結子会社におけるソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

当社及び一部の国内連結子会社は、役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。ただし、当連結会計年度末においては当社の年金資産見込額が退職給付債務額に未認識過去勤務債務および未認識数理計算上の差異を加減した金額を超過しており、その差額は前払年金費用として計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしております。

また、一部の連結子会社は当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

（追加情報）

当社の退職年金制度については、10年保証終身年金から期間選択の有期年金に変更する制度改定を平成22年1月に決定し、平成22年4月1日から施行しております。当該改定により、過去勤務債務が△948百万円（債務の減額）発生しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

当社は、平成18年6月23日開催の定時株主総会における退職慰労金制度の廃止および役員退任時に在任期間に対応する退職慰労金を支給する旨の決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止日までの就任期間に対応する金額を引当計上しております。

また、国内連結子会社についても、平成19年開催の定時株主総会における退職慰労金制度の廃止および役員退任時に在任期間に対応する退職慰労金を支給する旨の決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止日までの就任期間に対応する金額を内規に基づき役員退職慰労引当金として計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債・収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

② ヘッジ会計の方法

ア. ヘッジ会計の方法：金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合は、特例処理を採用しております。

イ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

ウ. ヘッジ方針：社内管理規定に基づき、借入金の金利変動リスクをヘッジしております。

エ. ヘッジ有効性評価の方法

：特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

④ 端数処理

連結計算書類の作成にあたり、金額、株数は単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんは、その効果が発現すると見積もられる期間で償却することとしております。ただし、金額が少額の場合は発生時に全額償却しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は全面時価評価法によっております。

6. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

退職給付に係る会計基準の適用

当連結会計年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。当連結会計年度において、本会計基準の適用に伴う退職給付債務の差額は発生しておりません。また、本会計基準の変更に伴う連結計算書類への影響はありません。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産		担保に係る債務	
種類	簿価 (百万円)	内容	金額 (百万円)
建物及び構築物	6,186	短期借入金	740
機械及び装置	540	長期借入金	12,370
土地	1,825		
計	8,551	計	13,110

上記のほか、連結子会社株式（消去前金額24,140百万円）を担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 33,754百万円

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 80,286,464株

(注)平成21年11月10日開催の取締役会決議に基づき、平成21年11月26日付けで、募集による新株式発行(5,500,000株)、平成21年12月22日付けで、オーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連しておこなった第三者割当増資(2,175,000株)の払い込みを受けました。この結果、当連結会計年度において、発行済株式が7,675,000株増加しております。

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 999,384株

(注)平成21年11月10日開催の取締役会決議に基づき、平成21年11月26日付けで、自己株式の処分による株式売出し(9,000,000株)の払い込みを受けました。この結果、当連結会計年度において、自己株式が9,000,000株減少しております。単元未満株式の買取による増加、単元未満株式の買増請求による減少も含め当連結会計年度末現在の自己株式数は999,384株となっております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年5月21日 取締役会	普通株式	375	6.00	平成21年3月31日	平成21年6月8日
平成21年11月4日 取締役会	普通株式	375	6.00	平成21年9月30日	平成21年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月21日 取締役会	普通株式	475	6.00	平成22年3月31日	平成22年6月7日	利益剰余金

Ⅳ. 金融商品に関する注記

(追加情報)

当連結会計年度から、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に当社製品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その

一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金と企業買収資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で9年半後であります。このうち、変動金利による部分については、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用して金利の変動リスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各事業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当連結会計年度の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替変動リスクに対して、原則として為替予約を利用してヘッジしております。また、当社及び一部の連結子会社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限などを定めたデリバティブ取引規則に基づき財務担当部署が取引を行い、記帳及び契約先と残高照合等を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	11,672	11,672	—
(2) 受取手形及び売掛金	27,801	27,801	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	7,272	7,272	—
資 産 計	46,745	46,745	—
(4) 支払手形及び買掛金	11,279	11,279	—
(5) 短期借入金	7,823	7,823	—
(6) 未払金	1,609	1,609	—
(7) 未払法人税等	1,261	1,261	—
(8) 社債	6,000	6,131	131
(9) 長期借入金	32,348	32,407	59
負 債 計	60,322	60,513	191
デリバティブ取引(※)			
1. ヘッジ会計が適用されていないもの	(319)	(319)	—
2. ヘッジ会計が適用されているもの	—	(342)	(342)
デリバティブ取引計	(319)	(661)	(342)

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	3,020	5,386	2,366
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	2,845	1,885	△960

負 債

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、(6) 未払金、並びに(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 社債

社債の時価については、元利金の合計を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(9) 長期借入金

長期借入金については、元利金の合計を同様の借入を実行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	米ドル	2,005	—	7	7
	ユーロ	863	—	10	10
	売建				
	米ドル	186	—	0	0
	英ポンド	74	—	△0	△0
	合計	3,129	—	18	18

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関係

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 支払固定・受取変動 オプション取引	7,936	6,933	△325	△325
	金利キャップ	41	41	△12	△12
	合計	7,978	6,975	△337	△337

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引				
	支払固定・受取変動	長期借入金	11,000	10,000	△342
	合計		11,000	10,000	△342

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「(3) 投資有価証券 その他の有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表価額
非上場株式	1,501
投資事業有限責任組合等出資金	27
合計	1,528

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	11,672	—	—	—
受取手形及び売掛金	27,801	—	—	—
合計	39,473	—	—	—

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	—	—	6,000	—	—	—
長期借入金	3,570	3,570	3,996	7,944	7,558	5,707
その他の有利子負債	—	—	—	—	—	—
合計	3,570	3,570	9,996	7,944	7,558	5,707

V. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	587円66銭
1株当たり当期純利益	47円49銭

VI. 重要な後発事象に関する注記

当社は、今後急速に拡大が予測される中華人民共和国（以下「中国」）の透析市場へ積極的に参入することを目的に、「Wego」ブランドを有する中国の最大手医療用具メーカーである威高（ウェイガオ）集团有限公司（以下「威高集団」）及びその中核事業会社である山東威高集団医用高分子製品股份有限公司と透析事業における戦略的業務提携に関する基本契約書を平成22年4月12日に締結いたしました。またその一環として、当社は威高集団のグループ会社である威海威高（ウェイハイウェイガオ）血液浄化製品有限公司と、中国において人工透析装置の製造販売及びメンテナンス事業を行なう合弁会社「威海威高・日機装透析機器有限公司」を設立することといたしました。合弁会社の概要は次のとおりです。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 商号 | 威海威高・日機装透析機器有限公司
(ただし、中国当局の認可取得を前提とする) |
| (2) 所在地 | 中国山東省威海市（予定） |
| (3) 代表者 | 合弁相手先から就任予定 |
| (4) 事業内容 | 人工透析装置の製造販売及びメンテナンス事業 |
| (5) 資本金 | 11,000千米ドル |
| (6) 設立 | 平成22年7月を予定
(ただし、中国当局の認可取得を前提とする) |
| (7) 決算期 | 毎年12月末日 |
| (8) 当社出資額 | 5,390千米ドル |
| (9) 出資者及び出資比率 | 当社 49%
威海威高血液浄化製品有限公司 51% |

Ⅶ. その他の注記

企業結合等関係

(パーチェス法適用)

- 1 被取得企業の名称及びその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式及び取得した議決権比率
 - (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称 LEWA Management GmbH及び同社の関係会社（以下「LEWAグループ」）
事業内容 工業用往復動ポンプおよびポンプシステムの製造・販売
 - (2) 企業結合を行った主な理由
LEWA GmbHを中核とするLEWAグループは、往復動ポンプ分野のドイツの専門メーカーで、とくにオイル・ガス業界および欧州市場において強力な地歩を築いております。
一方、当社も、往復動ポンプの分野において、一定の技術範囲、用途、顧客層に対して独自の強みを持っております。また、当社は、無漏洩ポンプであるノンシールポンプなどの遠心ポンプ分野のポンプ技術と日本・アジアを中心とする主要顧客層との深い関係を持っております。
この両社の技術面および市場面での強みを補完・結合することによって、技術革新と製品ラインアップの充実をもたらすとともに、市場のさまざまなニーズへの的確な対応が可能となり、工業用ポンプ事業の分野において、将来の成長可能性を獲得できるものと考えております。
 - (3) 企業結合日
平成21年8月13日
 - (4) 企業結合の法的形式
現金を対価とする出資持分の取得
 - (5) 取得した議決権比率
100%
- 2 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
平成21年8月から平成21年12月まで
- 3 被取得企業の取得原価及びその内訳
取得の対価
現金 24,074百万円
取得に直接要した支出
アドバイザー費用等 66 〃

取得原価 24,140 〃
- 4 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間
 - (1) のれん金額 25,679百万円
 - (2) 発生原因
主として今後の事業展開によって期待される、将来の超過収益力の合理的な見積りにより発生したものであります。
 - (3) 償却の方法及び償却期間 20年間で均等償却
- 5 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
流動資産 7,262 百万円
固定資産 3,076 〃

資産合計 10,339 〃
流動負債 11,324 百万円
固定負債 243 〃

負債合計 11,568 〃

損 益 計 算 書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	57,979
売 上 原 価	44,564
売 上 総 利 益	13,415
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	10,879
営 業 利 益	2,536
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	39
受 取 配 当 金	1,002
受 取 賃 貸 料	244
為 替 差 益	19
生 命 保 険 配 当 金	110
そ の 他	95
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	507
社 債 利 息	103
そ の 他	61
	673
経 常 利 益	3,374
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	2
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	13
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	44
固 定 資 産 売 却 損	0
事 業 買 収 関 連 費 用	842
	887
税 引 前 当 期 純 利 益	2,502
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	698
法 人 税 等 調 整 額	835
当 期 純 利 益	1,666

株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合 計
		資本準備金	その他資本 剰余金	利益準備金	その他利益 剰余金 (注1)		
平成21年3月31日残高	6,094	10,251	14	1,461	24,259	△8,274	33,807
事業年度中の変動額							
新株の発行	449	449					898
剰余金の配当					△751		△751
当期純利益					1,666		1,666
自己株式の取得						△11	△11
自己株式の処分			△14		△1,451	7,459	5,994
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	449	449	△14	—	△536	7,448	7,796
平成22年3月31日残高	6,544	10,700	—	1,461	23,723	△825	41,604

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
平成21年3月31日残高	93	33,900
事業年度中の変動額		
新株の発行		898
剰余金の配当		△751
当期純利益		1,666
自己株式の取得		△11
自己株式の処分		5,994
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	740	740
事業年度中の変動額合計	740	8,537
平成22年3月31日残高	833	42,437

(注1) その他利益剰余金の内訳

項目	固定資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
平成21年3月31日残高	376	17,370	6,512	24,259
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△751	△751
当期純利益			1,666	1,666
自己株式の処分			△1,451	△1,451
事業年度中の変動額合計	—	—	△536	△536
平成22年3月31日残高	376	17,370	5,976	23,723

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法によっております。
- ② その他有価証券

時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの：移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

ただし、ポンプ事業本部及びISOL事業本部の製品及び仕掛品については個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
構築物	7～50年
機械及び装置	4～8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。ただし、当事業年度末においては年金資産見込額が退職給付債務額に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した金額を超過しており、その差額は前払年金費用として計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。

（追加情報）

当社の退職年金制度については、10年保証終身年金から期間選択の有期年金に変更する制度改定を平成22年1月に決定し、平成22年4月1日から施行しております。当該改定により、過去勤務債務が△948百万円（債務の減額）発生しております。

(5) 役員退職慰労引当金

平成18年6月23日開催の定時株主総会における退職慰労金制度の廃止及び役員退任時に在任期間に対応する退職慰労金を支給する旨の決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止日までの就任期間に対応する金額を引当計上しております。

(6) 投資損失引当金

関係会社に対する投資により発生の見込まれる損失に備えるため、当該関係会社の資産内容等を勘案して損失見込額を計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法：金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合は、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

③ ヘッジ方針：社内管理規定に基づき、借入金の金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

：特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

(3) 端数処理

計算書類の作成にあたり、金額、株数は単位未満を切り捨てて表示しております。

6. 重要な会計方針の変更

退職給付に係る会計基準の適用

当事業年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。当事業年度において、本会計基準の適用に伴う退職給付債務の差額は発生しておりません。また、本会計基準の変更に伴う計算書類への影響はありません。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産		担保に係る債務	
種 類	簿 価 (百万円)	内 容	金 額 (百万円)
建 物	6,169	短 期 借 入 金	740
構 築 物	17	長 期 借 入 金	6,000
機 械 及 び 装 置	540		
土 地	1,825		
計	8,551	計	6,740

2. 有形固定資産の減価償却累計額 26,886百万円

3. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行なっております。

摘 要	金 額 (百万円)
Nikkiso Medical Korea Co., Ltd.	606
Nikkiso Europe GmbH	346
Nikkiso Vietnam MFG Co., Ltd.	610
台湾日機装股份有限公司	158
LEWA GmbH	6,370
計	8,092

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

摘 要	金 額 (百万円)
短 期 金 銭 債 権	6,719
長 期 金 銭 債 権	683
短 期 金 銭 債 務	2,544

III. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

摘 要	金 額 (百万円)
売 上 高	9,889
仕 入 高	8,112
営 業 取 引 以 外 の 取 引 高	1,201

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 999,384株

(注) 平成21年11月10日開催の取締役会決議に基づき、平成21年11月26日付けで、自己株式の処分による株式売出し(9,000,000株)の払い込みを受けました。この結果、当事業年度において、自己株式が9,000,000株減少しております。単元未満株式の買取による増加、単元未満株式の買増請求による減少も含め当事業年度末現在の自己株式数は999,384株となっております。

V. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動の部	(百万円)
(繰延税金資産)	
賞与引当金	463
未払事業税	88
未払費用	58
棚卸資産	20
その他	27
繰延税金資産小計	658
評価性引当額	△20
繰延税金資産(流動)合計	637
(2) 固定の部	
(繰延税金資産)	
投資損失引当金	279
関係会社株式評価損	323
関係会社出資金	272
投資有価証券	31
その他	110
繰延税金資産小計	1,017
評価性引当額	△927
繰延税金資産合計	89
(繰延税金負債)	
固定資産圧縮積立金	△258
前払年金費用	△434
その他有価証券評価差額金	△571
繰延税金負債合計	△1,265
繰延税金負債(固定)の純額	△1,175

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	40.7
(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	1.9
住民税の均等割	2.0
受取配当金等永久に益金算入されない項目	△10.2
試験研究費等の税額控除	△2.3
評価性引当額の増減	3.2
その他	△1.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.4

VI. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
子会社	Nikkiso Europe GmbH	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の兼任(注4)	ヨーロッパにおける当社医療部門製品の販売(注1)	2,545	売掛金	3,235
	LEWA GmbH	所有 間接100%	資金の貸付 債務保証	資金の貸付(注1) 債務保証(注3)	4,167 6,370	短期貸付金 —	— —
	Nikkiso Pumps Europe GmbH	所有 直接100%	増資 役員の兼任(注4)	増資	23,768	—	—
関連会社	サンダイン日機装株式会社	所有 直接25%	当社製品の製造・ 販売 役員の兼任(注5)	海外への当社工業部門製品の販売(注1)	2,221	売掛金	751

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) LEWA GmbHの銀行借入れ(6,370百万円、期限2014年)につき、債務保証を行ったものであります。

(注4) 取締役 中村 洋氏は、Nikkiso Europe GmbHのManaging Director及びNikkiso Pumps Europe GmbHのManaging Directorを兼務しております。

(注5) 代表取締役社長 甲斐 敏彦氏は、サンダイン日機装株式会社の取締役を兼務しております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産 535円24銭

1株当たり当期純利益 24円43銭

VIII. 重要な後発事象に関する注記

当社は、今後急速に拡大が予測される中華人民共和国（以下「中国」）の透析市場へ積極的に参入することを目的に、「Wego」ブランドを有する中国の最大手医療用具メーカーである威高（ウェイガオ）集団有限公司（以下「威高集団」）及びその中核事業会社である山東威高集団医用高分子製品股分有限公司と透析事業における戦略的業務提携に関する基本契約書を平成22年4月12日に締結いたしました。またその一環として、当社は威高集団のグループ会社である威海威高（ウェイハイウェイガオ）血液浄化製品有限公司と、中国において人工透析装置の製造販売及びメンテナンス事業を行なう合弁会社「威海威高・日機装透析機器有限公司」を設立することといたしました。合弁会社の概要は次のとおりです。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 商号 | 威海威高・日機装透析機器有限公司
(ただし、中国当局の認可取得を前提とする) |
| (2) 所在地 | 中国山東省威海市（予定） |
| (3) 代表者 | 合弁相手先から就任予定 |
| (4) 事業内容 | 人工透析装置の製造販売及びメンテナンス事業 |
| (5) 資本金 | 11,000千米ドル |
| (6) 設立 | 平成22年7月を予定
(ただし、中国当局の認可取得を前提とする) |
| (7) 決算期 | 毎年12月末日 |
| (8) 当社出資額 | 5,390千米ドル |
| (9) 出資者及び出資比率 | 当社 49%
威海威高血液浄化製品有限公司 51% |

IX. その他の注記

企業結合等関係

連結計算書類の注記事項「企業結合等関係」における記載内容と同一であるため、記載しておりません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 5 月12日

日機装株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村上 眞 治 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 泰 司 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日機装株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日機装株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成22年 5 月12日

日機装株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村上 眞 治 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 泰 司 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日機装株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月18日

日機装株式会社 監査役会

常勤監査役 山本光祥 ⑩

常勤監査役 国政慈志 ⑩

社外監査役 中根堅次郎 ⑩

社外監査役 菊地裕太郎 ⑩

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制のいっそうの強化を図るため1名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりです。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	か い とし ひこ 甲 斐 敏 彦 (昭和21年8月19日)	平成8年2月 オランダ第一勧業銀行総支配人 平成12年3月 当社入社 平成13年4月 当社執行役員 平成14年4月 当社医療機器カンパニープレジデント 平成15年6月 当社取締役（現任） 平成16年12月 当社代表取締役社長（現任） (当社における地位および担当) 代表取締役社長	43,740株
2	きの した ひろし 木 下 博 (昭和23年3月5日)	昭和47年4月 当社入社 平成8年4月 当社静岡製作所医療器工場長 平成11年6月 当社取締役 平成13年4月 当社執行役員 当社医療機器カンパニープレジデント 平成14年4月 当社開発センター長 平成17年6月 当社取締役（現任） 平成21年4月 当社メディカル事業本部技師長 平成22年4月 当社静岡製作所長（現任） (当社における地位および担当) 取締役 静岡製作所長 静岡製作所メディカル工場長	30,595株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	なかむら ひろし 中村 洋 (昭和28年1月10日)	平成18年1月 (株)三菱東京UFJ銀行執行役員 同行日本橋支社長 平成19年3月 当社入社 平成19年4月 当社執行役員 平成19年6月 当社取締役(現任) 平成21年4月 当社企画本部長 平成21年10月 Nikkiso Europe GmbH (Managing Director) (現任) (当社における地位および担当) 取締役 事業戦略およびヨーロッパ地域担当	16,759株
4	の がみ ひろし 野上 宏 (昭和22年9月21日)	昭和45年4月 当社入社 平成10年1月 当社インダストリアル第三本部長 平成13年4月 当社執行役員 当社粉体技術カンパニープレジデント 平成19年4月 当社インダストリアルソリューションズカンパニープレジデント 平成20年6月 当社取締役(現任) 平成21年4月 当社ISOL事業本部長 (当社における地位および担当) 取締役 工業部門担当	30,633株
5	にし わき あきら 西脇 章 (昭和29年11月18日)	昭和52年4月 当社入社 平成15年4月 当社人事総務センター長 平成15年6月 当社執行役員 平成16年12月 当社経営企画室長 平成19年4月 当社インダストリアルソリューションズカンパニー経営戦略本部長 平成20年4月 当社経営センター長 平成20年6月 当社取締役(現任) 平成21年4月 当社管理本部長(現任) 平成22年4月 当社経営企画部長(現任) (当社における地位および担当) 取締役 管理本部長 経営企画部長	10,245株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
6	※ ^{まる} 圓 ^お 尾 ^{しげ} 樹 ^お 生 (昭和25年3月15日)	昭和47年4月 当社入社 平成12年1月 当社静岡製作所R&Dセンター長 平成13年10月 当社医療機器カンパニー医療器工場長 平成15年6月 当社執行役員 平成16年12月 当社医療機器カンパニープレジデント 平成18年6月 当社取締役 平成19年6月 当社常勤監査役 平成21年4月 当社執行役員(現任) 当社メディカル事業本部長(現任)	11,209株
7	※ ^{ほん} 本 ^ま 間 ^{ひさし} 久 (昭和27年9月12日)	昭和50年4月 当社入社 平成14年4月 当社流体技術カンパニー営業本部長 平成19年4月 当社執行役員(現任) 当社流体技術カンパニー経営戦略本部長 平成20年4月 当社流体技術カンパニープレジデント 平成21年4月 当社ポンプ事業本部長 平成22年4月 当社インダストリアル事業本部長(現任)	5,814株

(注) 1. ※印は、新任候補者です。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第2号議案 定款に基づく「株式の大規模な取得に対する防衛に関する規則」継続の件

当社は、平成21年6月23日開催の第68回定時株主総会において、定款の規定に基づき「株式の大規模な取得に対する防衛に関する規則」(以下「**現行規則**」といいます。)の1年間の継続を決議しました。現行規則は、本定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了となりますので、所要の変更を加えたくうえで、さらに1年間の継続のご承認をお願いするものです。

ご承認をお願いする規則案(以下「**本規則**」といいます。)の内容は、後記5.に記載のとおりです。なお、本議案のご承認をいただいた後速やかに、本規則第4条第2項に基づき、取締役会において、添付の〈ご参考〉(62頁)に記載する候補者を、独立委員会の委員に選任することを予定しています。

1. 本規則の目的

本規則の目的は、当社株式を20%以上取得しようとする者(本項および次項で「**大量取得者等**」といいます。)が出現した場合に、その取得を防止すべきであるか否かを株主が判断するために必要な情報や時間を確保しつつ、その株式の取得の目的、内容を事前に確認し、これが当社の株主共同の利益に反する場合にはこれを防ぐとともに、大量取得者等

と取締役会が交渉を行なう機会を設け、大量取得者等に当社の企業価値をより向上させる事業計画の提案を要求することにあります。大量取得者等から適切な情報開示がなされ、大量取得者等が有する当社の経営方針や事業計画が当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資すると判断される場合には、大量取得者等が当社株式を取得することを否定するものではありません。

2. 本規則の概要

(1) 大量取得者等に対して「大量取得提案書」の提出により情報提供を要請

当社株式の大量取得行為等が行なわれる場合、当社は大量取得者等に対し、事前に当該大量取得行為等に関する情報の記載を含む大量取得提案書の提出を求めます。大量取得者等には、当社からこの要請を受領した後10営業日以内に大量取得提案書を取締役会あてに提出していただきます。

(2) 提供された情報は「独立委員会」で検討

① 当社は、本規則に関して取締役会が恣意的な判断を行なうことを防止するために、取締役会から独立した独立委員会を設置します。独立委員会では、大量取得者等から提供された情報により、その取得行為について、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から検討を行なうものとします。独立委員会は、大量取得者等から提供された情報が不十分であると判断した場合には、そのつど、大量取得者等に対し、適宜合理的な回答期間を定め、自らまたは取締役会を通じて本件情報を追加提供するよう書面により要請することができるものとします。

② 独立委員会における検討期間は、大量取得者等からの大量取得提案書の提出および前記の本件情報の追加的な提供が完了したと独立委員会が認めた日から、原則として、円貨による公開買付けによる取得行為については最長60日間、それ以外の取得行為については最長90日間とし、大量取得者等は、大量取得提案書の提出の要請を受けた日から独立委員会による検討期間が満了するまで、株券等を取得してはならないものとします。

(3) 新株予約権の発行に関する勧告

独立委員会は、大量取得者等による取得行為を防止すべきかを、当社の企業価値および株主共同の利益の観点から判断し、当該大量取得者等による権利行使が認められない新株予約権を、その時点のすべての株主に対して株主割当ての方法により発行するよう、または発行しないよう取締役会に勧告します。

(4) 新株予約権の発行

取締役会では、独立委員会の勧告を最大限尊重して本件新株予約権の発行の有無を決定します。本件新株予約権が発行された場合、大量取得者等以外の株主は本件新株予約権を行使し（取得条項付の新株予約権である場合には行使の手続きを経ることなく）、当社株式を取得することとなります。この場合、大量取得者等が保有する株式の議決権割合が低下します。

(5) 株主意思の反映

本規則は、その制定、変更、継続および廃止に株主意思を十分に反映する仕組みになっています。本規則は、株主総会の特別決議により承認された当社定款第20条「当社は、株主総会の決議により、当会社の株式の大規模な取得によって、当会社の企業価値が損なわれ、株主共同の利益が侵害されることを防止するために、買収防衛策に関する規則を制定することができる。」に依拠するものです。その継続、変更または廃止は株主総会の普通決議によるものとするほか、有効期間を1年間に限定しています。

(6) 非デッドハンド型・非スローハンド型買収防衛策

本規則は、株主総会の決議により廃止できます。本規則導入時の取締役またはその取締役によって指名された取締役以外は廃止できない買収防衛策（デッドハンド型）ではありません。また、新任取締役が選出された後一定期間を経るまでは廃止できない買収防衛策（スローハンド型）にも該当しません。

3. 株主への影響

(1) 本規則の継続時

本規則の継続時においては、本件新株予約権の発行自体は行なわれません。したがって、本規則の継続時に株主に直接的な影響が生じることはありません。

(2) 本件新株予約権の発行時

(a) 株主割当ておよび無償割当ての場合

取締役会が設定する割当期日における株主に対し、その保有する普通株式1株につき2個を上回らない割合で、本件新株予約権が無償で割り当てられます。株主は、株主割当ての場合にあっては、割当てに応じて申し込みを行なうことにより、無償割当ての場合にあっては、申し込みおよび払い込みを行なうことなく、本件新株予約権を取得します。

(b) 権利落ちの影響

本件新株予約権の割当てのための権利落ち後に本件新株予約権の発行または行使が不適切であると判断された場合には、本件新株予約権の発行の中止またはその取得などの措置がとられることとなりますが、その場合、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行なった株主・投資家は、その価格の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(3) 本件新株予約権の行使時

(a) 本件新株予約権に取得条項が付されていない場合

株主が、権利行使期間内に本件新株予約権を行使せず、または行使価額相当の金銭を払い込まない場合、他の株主による本件新株予約権の行使により、その株主が保有する当社の株式が希釈化されることとなります。

(b) 本件新株予約権が取得条項付の場合

当社が取得の手続きを取ることで、株主は払い込みを行なうことなく当社の株式を取得することとなりますので、その株主が保有する当社の株式は総体として希釈化されません。

4. 変更の内容

用語の定義を整理するため、現行規則第2条の「株券等」、「株券等保有割合」および「共同保有者」の各定義中「対象取得行為等」を「買付け等」に変更します。変更箇所は、本規則第2条の当該定義中において下線で示します。

5. 本規則の内容

第1条（本規則の目的）

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上を目的とし、これに反する当社株式の取得またはその提案行為等を抑止するため、当社定款の「買収防衛策に関する規則」に関する規定に基づいて当社の株主総会による決議を経た上で、株式の大規模な取得に対する防衛に関する規則（以下「**本規則**」という。）を導入する。

第2条（定義）

本規則における用語の定義は以下のとおりとする。

- ・「**買付け等**」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。
- ・「**株券等**」とは、当社が発行する、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。ただし、買付け等が公開買付けによる場合については、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。
- ・「**株券等保有割合**」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。ただし、買付け等が公開買付けによる場合については、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。
- ・「**強圧的二段階買付け**」とは、(1)株券等のすべてまたは(2)一部の種類の株券等のすべてについて譲渡を勧誘することなく、その後に行なわれる当該株券等の譲渡の条件を、当初の当該株券等の譲渡の条件よりも不利に設定するか、または明らかにすることなく当社の株券等の取得を試みることをいう。
- ・「**共同保有者**」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者および同条第6項に規定する共同保有者とみなされる者をいう。ただし、買付け等が公開買付けによる場合については、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。
- ・「**公開買付け**」とは、金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいう。
- ・「**取得者**」とは、株券等を保有している者、および新たに、または追加的に取得しようとしている者をいい、その取得方法を問わない。
- ・「**大量取得行為等**」とは、大量取得者等による株券等の買付けその他の方法（公開買付けを含む。）による取得、その提案その他これに類似する行為をいう。
- ・「**大量取得提案書**」とは、第3条第1項の規定に従って、大量取得行為等の実行に先立ち、取締役会が大量取得者等に対し提出を要請する、本件情報および大量取得者等が本規則を遵守する旨の誓約文言を記載した日本語による書面をいい、その書式については、別途取締役会において定める。
- ・「**大量取得者**」とは、取得者のうち、下記のいずれかが20%以上となると取締役会が判断する者をいう。
 - (a) 当該取得者および当該取得者の共同保有者が保有する当社の株券等の株券等保有割合の合計

- (b) 当該取得者が保有し、または当該取得者が行なおうとしている買付け等その他の方法（公開買付けを含む。）により株券等を取得した後に保有することとなる可能性がある株券等の合計数に、当該取得者の共同保有者が保有する株券等の数を加えた株券等の株券等保有割合の合計
- ・「**大量取得者等**」とは、大量取得者ならびにその共同保有者および大量取得者がファンドの場合にはその組合員その他の構成員（そのそれぞれの直接または間接の親会社および子会社を含む。）をいう。
 - ・「**独立委員会**」とは、第4条に基づいて設置される独立委員会をいう。
 - ・「**取締役会**」とは、当社の取締役会をいう。
 - ・「**保有**」とは、金融商品取引法第27条の23第4項にいう保有をいう。
 - ・「**保有者**」とは、金融商品取引法第27条の23第1項にいう保有者および同条第3項に基づき保有者とみなされる者をいう。
 - ・「**本件新株予約権**」とは、本規則に基づいて取締役会が発行を決定する当社の新株予約権をいう。その概要は別紙のとおりであり、詳細については本件新株予約権の発行に際して取締役会が決定する。
 - ・「**本件情報**」とは、第3条に基づいて独立委員会が大量取得者等に提供を要請する以下の情報をいう。
 - (a) 大量取得者等の詳細
 - ① 具体的名称
 - ② 主たる営業所の所在地
 - ③ 代表者の氏名および住所
 - ④ 資本または出資の構成
 - ⑤ 財務内容
 - ⑥ 他に投資先がある場合にはその投資先および投資額
 - (b) 大量取得者等による大量取得行為等の目的、方法および内容
 - ① 大量取得行為等の目的
 - ② 大量取得行為等の対価の種類および額
 - ③ 大量取得行為等の時期
 - ④ 大量取得行為等および関連する取引の仕組み
 - ⑤ 大量取得行為等の方法の適法性
 - ⑥ 大量取得行為等の実行の蓋然性
 - (c) 大量取得行為等の価格の算定根拠
 - ① 価格の算定の前提
 - ② 価格の算定方法
 - ③ 算定に用いた数値情報および大量取得行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容とその大きさ
 - ④ 発生が予想されるシナジーのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容およびその大きさ

- (d) 大量取得行為等の資金の裏付け
 - ① 資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称
 - ② その主たる営業所の所在地
 - ③ その代表者の氏名および住所
 - ④ その資本または出資の構成
 - ⑤ その財務内容
 - ⑥ 資金の調達方法
 - ⑦ 資金の調達に関連する取引の内容
 - (e) 大量取得者等の方針
 - ① 大量取得行為等の後における当社に関する経営方針
 - ② 大量取得行為等の後における当社の事業計画
 - ③ 大量取得行為等の後における当社の資本政策および配当政策
 - (f) 関係者の処遇方針
 - ① 大量取得行為等の後における当社の従業員の処遇方針
 - ② 大量取得行為等の後における当社の取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
 - (g) 部分的な取得の場合、大量取得行為等の後における当社の少数株主との間の利益相反を回避する具体的方策
 - (h) その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- ・「**本件防衛策**」とは、本規則に基づいて当社が導入する、当社の株式の大規模な取得に対する防衛策をいう。
 - ・「**濫用的取得行為**」とは、第6条第2項に規定する大量取得行為等をいう。
 - ・「**割当期日**」とは、本件新株予約権の発行に関する決議において取締役会が割当期日として定める日をいう。

第3条（本件情報の提供）

1. 大量取得者等が出現した場合、取締役会は、大量取得者等に対し、大量取得行為等の実行に先立ち、大量取得提案書の提出を書面により要請するものとし、大量取得者等は、取締役会からかかる要請を受領した後10営業日以内に、大量取得提案書を取締役会宛に送付する。取締役会は、受領後遅滞なく、かかる大量取得提案書を独立委員会宛に送付する。
2. 独立委員会は、大量取得者等が提供した本件情報が不十分であると判断した場合には、そのつど、大量取得者等に対し、適宜合理的な回答期間を定めた上、自らまたは取締役会を通して情報を追加するよう書面により要請することができる。大量取得者等は、かかる追加情報を、情報の追加を要請した独立委員会または取締役会に提供する。
3. 独立委員会は、大量取得者等から提出された大量取得提案書の内容と取締役会の事業計画・企業評価等との比較検討等を行なうために、取締役会に対し、適宜、大量取得行為等の内容に対する意見、その根拠資料その他独立委員会が必要であると判断する情報を提供するよう要請することができる。

4. 大量取得者等は、取締役会から大量取得提案書の提出の要請を受けた日から第6条第1項に規定する検討期間（検討期間が延長された場合は延長された検討期間）が満了するまで、株券等を取得してはならない。

第4条（独立委員会の設置）

1. 当社は、取締役会の決議により、大量取得者等による買収提案が当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資するか否かを検討し、本件防衛策の発動その他の事項について判断するための諮問機関である独立委員会を設置する。
2. 独立委員会の委員の人数は3名以上とし、社外取締役、社外監査役および当社と特別な利害関係のない有識者の中から取締役会の決議により選任する。
3. 独立委員会の委員は、当社との間で、当社に対する善管注意義務に関する条項を含む契約書を締結する。
4. 独立委員会の委員の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、取締役会の決議により別段の定めをした場合には、この限りではない。

第5条（独立委員会の権限）

1. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について協議の上で決議し、その結果を当社に対する勧告として、その理由・根拠とともに取締役会に提示する。取締役会は、かかる勧告を最大限尊重して最終的な決定を行なうものとする。
 - (a) 大量取得者等による買収提案の内容が濫用的取得行為に該当するか否か
 - (b) 本件新株予約権の発行もしくは不発行の適否
 - (c) 本件新株予約権の発行の中止または取得の適否
 - (d) 本規則に基づく独立委員会による検討期間の延長の要否
 - (e) 本件防衛策の廃止または変更の適否
 - (f) その他取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が独立委員会に諮問した事項
2. 取締役会および独立委員会の委員は、それぞれ、大量取得者等が出現した場合その他合理的に必要と認める場合には、いつでも独立委員会を招集することができる。
3. 独立委員会の決議は、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもって行なう。ただし、やむを得ない場合には、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもって行なうことができるものとする。
4. 独立委員会の決議に関して特別の利害関係を有する独立委員会の委員は、決議に参加することはできない。
5. 独立委員会は、取締役会を通じて間接的に大量取得者等と協議・交渉することができ、必要に応じ、大量取得者等に対し、大量取得行為等が当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資するよう、その変更を求めることができる。
6. 独立委員会は、その協議および決議を中立・公平な観点から慎重に行なわなければならない。

7. 独立委員会は、審議および決議を行なうにあたり、必要な情報を取得するように努め、本件情報が不十分であると判断した場合には、第3条第2項の定めるところに従い、大量取得者等に対して本件情報を追加的に提供しよう要請することができる。また、独立委員会は、第3条第3項の定めるところに従い、取締役会に対して独立委員会が必要であると判断する情報を提供しよう要請することができる。
8. 独立委員会は、独立委員会が適切であると判断する時に、その判断により、本件情報の一部または全部を公開することができる。
9. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、会計士その他の専門家の助言を得ることができる。

第6条（本件新株予約権の発行に関する勧告）

1. 独立委員会は、第3条第1項に定める大量取得者等からの大量取得提案書の提出および第3条第2項に定める追加情報の提供が完了したと独立委員会が認めた日から、円貨による公開買付けによる取得行為については最長60日間、それ以外の取得行為については最長90日間、大量取得者等による大量取得行為等について検討を行なうものとする。当社は、独立委員会が大量取得提案書の提出が完了したと認めた場合および追加情報の提供が完了したと認めた場合、速やかにその旨を開示する。なお、合理的な理由がある場合、独立委員会はその検討期間を延長することができる。この場合、当社は、その延長の決定後速やかに、延長を必要とする理由、延長日数その他必要な事項を開示する。
2. 独立委員会は、その協議の結果、大量取得者等による大量取得行為等が以下に定める場合（以下「**濫用的取得行為**」という。）に該当し、本件新株予約権を発行することが適切であると判断した場合には、取締役会に対し、本件新株予約権を発行するよう勧告する。
 - (a) 当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあり、株主共同の利益に反する取得行為（以下のものが含まれるが、これらに限られない。）
 - ① 株式を買い占め、またはその株式を高値で買い取るよう要求する行為
 - ② 当社の資産を大量取得者等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ③ 当社の経営を一時的に支配し、当社の犠牲の下に大量取得者等の利益を実現する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配し、資産を処分する等の方法で生じた剰余金をもって、一時的に高額な配当を行なわせるか、一時的な高額な配当による株価の急上昇の機会をねらって株券等を高値で売り抜ける行為
 - (b) 当社の従業員、取引先その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値および株主共同の利益に反する重大なおそれを生じさせる取得行為
 - (c) 取得行為の条件が不十分または不適当な取得行為（これには、対価の内容、取得行為の時期、方法、取得行為の後の当社の従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等が不適切な場合や、取得行為の実行の蓋然性が低い場合が含まれる。）

- (d) 強圧的二段階買付けその他、当社の株主に対して株式の売却を事実上強要するおそれのある取得行為
 - (e) 本規則に定める手続を遵守しない取得行為（これには、取締役会が大量取得者等に対して大量取得提案書の提出を要請した日から10営業日以内に、合理的な理由なくして大量取得者等が大量取得提案書を提出しない場合が含まれる。）
 - (f) 当社に、当該取得行為に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない取得行為
 - (g) 当社の株主に対して、本件情報その他取得行為の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が提供されず、または提供された場合であっても不十分な提供である場合
 - (h) その他、独立委員会が著しく不合理・不適切と判断する態様において行なわれる取得行為
3. 独立委員会は、その協議の結果、本件新株予約権を発行することが適切ではないと判断した場合には、取締役会に対し、本件新株予約権を発行しないよう勧告する。

第7条（本件新株予約権の発行）

1. 取締役会は、合理的・客観的な検討の結果、大量取得行為等が濫用的取得行為に該当すると判断した場合には、前条に定める独立委員会の勧告を最大限尊重して、本件新株予約権の発行を決定することができる。また、取締役会は、合理的・客観的な検討の結果、大量取得行為等が濫用的取得行為に該当しないと判断した場合には、本件新株予約権の発行を決定することができない。
2. 本件新株予約権の概要は別紙のとおりとする。取締役会は、本件新株予約権の発行を決議する場合、株主割当てにより新株予約権を発行する方法のほか、新株予約権の無償割当ての方法を用いること、取得条項を付することのほか、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本件新株予約権の内容および発行方法を決定することができる。
3. 当社は、本件新株予約権の発行にあたり、当社の株主に対して、当社所定の書式を送付し、当社が定める期間内にその返送を求めることにより、その株主が別紙「本件新株予約権の概要」の7.に定める本件新株予約権を行使することができない者に該当しないことの確認を求めることができる。この場合、その対象となる株主および確認の時期は、次のとおりとする。
 - (a) 本件新株予約権が株主割当てによる方法で発行される場合には、本件新株予約権の引受けを申し込む当社の株主とし、確認の時期は本件新株予約権の引受けの申し込み時とする。
 - (b) 本件新株予約権が無償割当てによる方法で発行され、取得条項が付されていない場合には、本件新株予約権を行使する当社の株主とし、確認の時期は本件新株予約権の行使時とする。
 - (c) 本件新株予約権が無償割当てによる方法で発行され、取得条項が付されている場合には、当社の本件新株予約権の取得と引き換えに当社の株式を付与された当社の株主とし、確認の時期は当社による本件新株予約権の取得後とする。

4. 前項の規定による株主に対する確認の有無および確認の結果にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、取締役会は、当該当社の株主による本件新株予約権の行使または当該当社の株主からの本件新株予約権の取得を拒否することができる。
 - (a) 本件新株予約権の発行後に、取締役会が、適用される法令上、当社の株主による本件新株予約権の行使が違法ないし不適切であると判断した場合
 - (b) 本件新株予約権の発行決議後に、取締役会が、本規則に従い、当社の株主による本件新株予約権の行使または当社の株主からの本件新株予約権の取得を拒否すべきであると判断した場合
5. 当社は、本件新株予約権の発行に関連して、本件新株予約権の発行登録を行なうことができる。

第8条（本件新株予約権の発行の中止・取得など）

1. 独立委員会は、その協議の結果、本件新株予約権を発行することが適切ではないと判断した場合には、第6条に従い、取締役会に対し、本件新株予約権を発行しないよう勧告する。ただし、独立委員会は、その勧告の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量取得者等による株券等の取得行為が濫用的取得行為に該当することとなった場合には、本件新株予約権の発行を含む別個の判断を行ない、これを取締役に勧告することができるものとする。また、独立委員会は、本件新株予約権の発行を勧告した後に、その勧告の前提となった事実が消滅した場合や、事情の変更によって本件新株予約権の発行または行使が不適切であると判断した場合には、本件新株予約権の発行の中止またはその取得など、独立委員会が適切であると判断する勧告を行なうものとする。
2. 取締役会は、第7条および本条に従い、合理的・客観的な検討を行なった上、独立委員会の勧告を最大限尊重して、遅滞なく、本件新株予約権の発行の適否、内容および発行方法ならびに発行の中止または取得の適否等を決定する。

第9条（本規則の変更・継続・廃止）

本規則の変更、継続または廃止は、株主総会の決議による。ただし、法令の新設または改廃により、本規則に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、当該条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

第10条（他の買収防衛策の導入の可能性）

取締役会は、大量取得行為等が濫用的取得行為に該当すると判断する場合には、濫用的取得行為からの防衛を目的として、新株の発行その他の本件防衛策以外の合理的な手段を実施することができるものとする。

第11条（有効期間）

本規則の有効期間は、株主総会における本規則の変更あるいは継続決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

以 上

<別 紙>

本件新株予約権の概要

1. 割当対象株主および割当数
割当期日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する普通株式（ただし、当社の保有する自己株式を除く。）1株につき2個を上回らない割合で、本件新株予約権を割り当てる。
2. 本件新株予約権の目的である株式の種類および数
本件新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本件新株予約権の行使により当社普通株式を交付する数は、原則として1株とする。
3. 本件新株予約権の総数
割当期日における最終の当社の発行済株式（当社の有する自己株式を除く。）の総数の2倍を上限とする。
4. 本件新株予約権の発行価額
無償とする。
5. 本件新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額
新株予約権の株主割当てによる発行の場合、本件新株予約権の行使により交付される当社普通株式1株あたりの払込金額は、1円とする。
6. 本件新株予約権の行使期間
本件新株予約権の発行日（ただし、本件新株予約権の発行決議において取締役会が別途これに代わる日を定めた場合には当該日）を初日とし、1ヵ月間から3ヵ月間までの範囲で本件新株予約権の発行決議において取締役会が定める期間とする。ただし、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とする。
7. 本件新株予約権の行使条件
以下のいずれかに該当する者は、原則として本件新株予約権を行使することができない。
 - (a) 大量取得者等（ただし、自己の意思に基づかず要件に該当するにいたった者等、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと取締役会が認めた者を除く。）
 - (b) 適用される法令上、本件新株予約権を行使することが違法または不適切であると取締役会が認めた者本件新株予約権を有する者が本条の規定に従い本件新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本件新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
8. 本件新株予約権の譲渡
本件新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
9. 本件新株予約権の取得及び取得条項
当社は、取締役会の決議によりいつでも、本件新株予約権を取得することができる。また、当社は、本件新株予約権を取得すると引換えに当社普通株式を交付することができる旨の取得条項を本件新株予約権に付すことがある。

以 上

<ご参考>

「株式の大規模な取得に対する防衛に関する規則」の独立委員会委員の候補者

第2号議案をご承認いただいた場合は、以下の3名を独立委員会の委員に選任することを予定しています。候補者の氏名、生年月日および略歴は、次のとおりです。※印が付されている候補者は、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ています。

○山 地 正 矩 (やまち まさのり)

【生年月日】昭和16年2月10日

【略 歴】

昭和39年4月 日本電池株式会社(現 株式会社ジーエス・ユアサ コーポレーション) 入社
平成6年6月 同社取締役
平成12年6月 同社常務取締役
平成13年4月 社団法人電気化学会副会長
平成13年4月 社団法人日本知的財産協会副会長
平成16年6月 社団法人発明協会評議員
平成18年4月 慶應義塾大学SFC研究所上席研究員
平成18年8月 当社独立委員会委員長 (現任)

○中 根 堅次郎 (なかね けんじろう) ※

【生年月日】昭和22年7月9日

【略 歴】

昭和50年10月 公認会計士登録 (現在に至る)
昭和52年7月 税理士登録 (現在に至る)、中根堅次郎税理士事務所所長
昭和63年4月 清新監査法人代表社員 (現任)
平成3年11月 日本ライフライン株式会社 社外監査役 (現任)
平成13年6月 当社社外監査役 (現任)
平成15年7月 清新税理士法人代表社員 (現任)
平成18年6月 日本バルカー工業株式会社 社外監査役 (現任)
平成18年8月 当社独立委員会委員 (現任)

○菊 地 裕太郎 (きくち ゆうたろう) ※

【生年月日】昭和26年5月5日

【略 歴】

昭和56年4月 弁護士登録 (現在に至る)
昭和58年8月 株式会社日本システムプロダクト 社外監査役 (現任)
昭和61年4月 菊地綜合法律事務所所長 (現任)
平成12年4月 日本弁護士連合会常務理事
平成15年11月 東京弁護士会副会長
平成19年5月 財団法人日弁連法務研究財団理事 (現任)
平成19年6月 当社社外監査役 (現任)
平成19年8月 当社独立委員会委員 (現任)

以 上

インターネットによる議決権行使についてのご案内

◎議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、ご投票ください。

1. インターネットによる議決権行使は、議決権行使専用ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによるのみ可能です。(議決権行使書用紙の右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要になります。)
なお、携帯電話を操作端末として用いたインターネットではご利用いただけません。
2. インターネットご利用にあたりプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金)などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

◎パスワードのお取り扱いについて

1. パスワードは、投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。お電話によるパスワードのご照会にはお答えいたしかねますので、大切に保管願います。
2. 今回ご案内するパスワードは、本株主総会に関するのみ有効です。(次回株主総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。)
3. パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

◎議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1. 解像度が横800×縦600ドット(SVGA)以上のモニターを使用できる状態であること
2. 次のソフトを使用できる状態であること
 - (1) Microsoft® Internet Explorer Ver. 5.01 Service Pack 2 以降
 - (2) Adobe® Acrobat® Reader™ Ver. 4.0以降または、Adobe® Reader® Ver. 6.0以降(画面上で参考書類等をご覧になる場合)
(Microsoft® およびInternet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。)
(Adobe® Acrobat® Reader™、Adobe® Reader®はAdobe Systems Incorporatedの米国およびその他の国における登録商標または商標です。)

◎インターネットによる議決権行使でパソコン等の操作方法がご不明な場合

1. インターネットによる議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、下記までお問い合わせください。

中央三井 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル TEL 0120(65)2031 (受付時間 土日祝日を除く 9:00~21:00)
--

2. 上記1. 以外のご登録の住所、株式数などのご照会先は下記のとおりです。
 - (1) 証券会社の口座に保有の株式について

お取引の証券会社あてお問い合わせください。

- (2) 特別口座に保有の株式について

中央三井信託銀行 証券代行事務センター TEL 0120(78)2031 (受付時間 土日祝日を除く 9:00~17:00)
--

機関投資家の皆様へ

あらかじめ申し込みされた機関投資家の方は、上記のインターネットによる議決権の行使のほかに、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

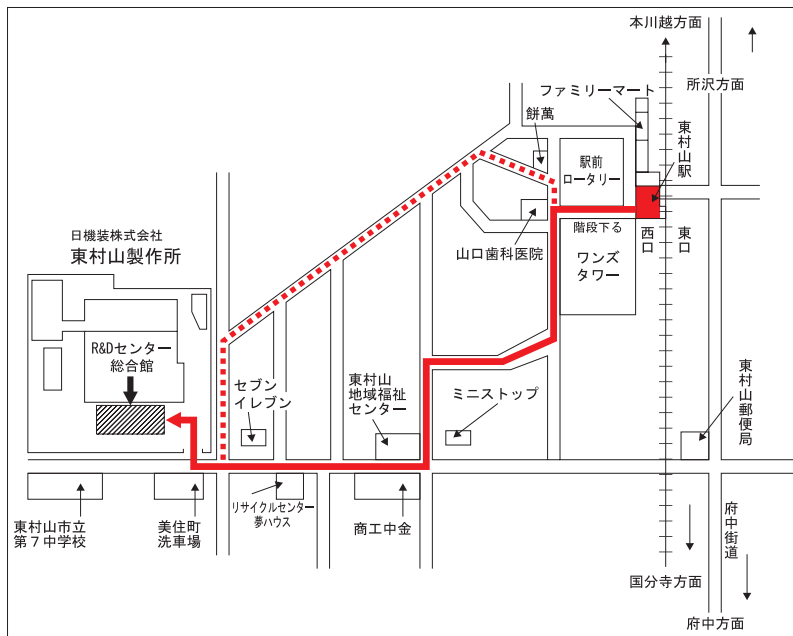
第69回定時株主総会会場ご案内

当社東村山製作所 R&Dセンター総合館

東京都東村山市野口町2丁目16番地2

電話 (042) 392-3311 (代表)

1. 徒歩の場合、東村山駅から製作所までの所要時間は約15分です。
2. 車でのご来場はご遠慮ください。
3. 株主総会終了後、ご希望の方には製作所内をご案内いたします。



(この用紙は、再生紙を使用しています。)